

専有型閉域網サービス導入業務委託に係る仕様書

1 概要

(1) 件名

専有型閉域網サービス導入業務委託

(2) 目的

公益財団法人埼玉県産業振興公社（以下「公社」という。）において、インターネット回線遅延解消のため、共有型の閉域網サービスから専有型の閉域網サービスへ変更する。

(3) 事業概要

当委託業務では、共有型の閉域網サービスから専有型の閉域網サービスへの変更、これに伴うアクセス回線の工事および初期設定、機器の調達設置を行う。

(4) 基本方針

- ア 公社の業務運営に当たっては、次の項目が特に重要であることを本業務の受託者（以下「受託者」という。）は十分に理解した上で、各項目の実現に向けて創意工夫を尽くして業務を実施すること。
- イ 受託者は、従事者に導入業務の重要性と意義を意識させるとともに、公社に対して業務改善のための積極的な提案を行うこと。
- ウ 受託者は、適切かつ円滑な業務の遂行のために、必要な体制を整備すること。
- エ 受託者は、受託したすべての業務の遂行のために、従事者に公社と円滑な連携を図らせること。
- オ 本業務の実施にあたり、公社が特に必要と認めた場合は、受託者との協議の上、本仕様書の一部について変更ができるものとする。

(5) 委託期間

契約締結日より令和7年3月28日（金）まで

(6) 業務の範囲

本業務の範囲は、以下のとおりとする。

- ア 専有型閉域網サービスの導入とこれに伴う回線工事および機器の調達設置
- イ アクセスポイントの調達と設置
- ウ 閉域網及び宅内ルーター機器の初期設定
- エ 管理者指導の実施
- オ その他導入業務の円滑な執行に必要な業務

(7) 業務スケジュール

受託者は、以下に示す業務内容を実施する。本業務に係る全体スケジュールは、概ね次のとおりとする。

業務名	令和6年度				
	11月	12月	1月	2月	3月
ア 回線工事および機器の調達設置		→			
イ アクセスポイントの調達設置				→	
ウ 回線の初期設定					→
エ 管理者指導の実施					★

(8) 現在の回線状況等

別添構成図のとおり

(9) 納品物

- ア 納品の条件

- ・納品物の納入期限は下表「納品成果物および納入期限」のとおりとする。
- ・納品図書は電子媒体として、1部を提出すること。
- ・電子媒体のファイル形式は、Microsoft Word、同 Excel、同 PowerPoint で修正できるファイル形式及び PDF 形式（範囲指定、検索ができる状態の形式）とすること。

納品成果物および納入期限

納品成果物		納入期限
1	事業計画書	契約締結後 14 日以内
2	ネットワーク設計書	令和 7 年 3 月 28 日まで
3	管理者用マニュアル	管理者指導の実施日まで
4	業務完了報告書（公社様式）	令和 7 年 3 月 28 日まで

納入場所

公益財団法人埼玉県産業振興公社

〒330-8669 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-7-5 ソニックシティビル 10 階

電話番号 048-647-4087

2 業務実施要件

本業務の実施において、次の要件を満たすこと。

(1) 事業者要件

- ア システムの導入・運用・維持管理・保守業務において、十分な経験と実績を有すること。
- イ 関係法令・制度に精通し、最新情報の提供や各種助言・提案を行うことができること。

(2) 実施要件

- ア システムの導入においては、業務に精通した SE が対応し、公社の担当職員との十分な協議を行った上で行うこと。
- イ 打ち合わせ・協議等の際には、議事録を作成し、公社の承認を受けること。
- ウ 公社からの問い合わせ等に対しては、迅速かつ適切な回答を行うこと。また、要望等には誠実に対応すること。
- エ 既存システムやネットワークなどに設定変更の必要がある場合は適切に対応すること。
- オ 本業務の遂行に要する諸費用（設備費・人件費・消耗品費・通信運搬費等）のうち、公社が負担する経費については、全て本業務の契約金額に含むものとする。

(3) 問合せ窓口の設置

受託者は、メール、電話等による各種相談・問い合わせを受けることができる窓口を設置すること。

メール受付時間：24 時間

対応時間：平日 9:00～17:30

3 導入業務

導入にあたり、現状ネットワークの調査及び設計書の作成を行うこと。主な作業対象は、以下のとおりである。

- (1) アクセス回線引込工事
- (2) 宅内機器設定および設置
- (3) VPN 開通工事（大宮事務所、北与野事務所）
- (4) パブリッククラウドサービス（Microsoft Azure 等）への接続

(5) UTM 機能設定

(6) 回線・VPN の切り替え作業

4 技術的要件および仕様

(1) アクセス回線

ア au ひかりビジネス相当（最大 1Gbps ベストエフォート）の法人向けサービスであること。
イ ルーター等の機器の変更が必要な場合は用意すること。

(2) VPN サービス

ア フレッツ相当の冗長構成が拡張可能なこと。
イ 会社に対して閉域網の VPN 網を提供すること。
ウ パブリッククラウドサービス（現在会社が利用している Microsoft Azure）への接続が可能なこと。
エ 閉域網内で L3 通信を行えること。
オ VPN ルーターはレンタルが選定できること。

(3) インターネット接続サービス

ア プロバイダ機能を有すること。
イ UTM 機能を有すること。
ウ 多要素認証のリモートアクセスができること。また、リモートアクセスのライセンスは 1 ID で複数端末の使用ができること

(4) アクセスポイントの調達

ア 調達する機器に関しては、機種、型番、スペック及びファームウェアは同一であること。
イ 添付するソフトウェアは、原則日本語版であること。
ウ 導入する機器を構成するハードウェア及び実装されるソフトウェアのうち、JIS 等の国内規格、ISO 等の国際規格に定めのある製品については、当該規格に準拠していること。

【アクセスポイント詳細】

項目	詳細仕様
指定機種	Aruba AP-535 同等品以上 ※ネットワーク管理ツール「HPE Aruba Networking Central」で管理できること ※上記機種の同等品で見積もりする場合は、見積もり前に会社に申請し、同等品の承諾を得ること。
台数	2 台
無線規格	IEEE802.11AC/n/a/b/g/ax に対応すること 2.4GHz 帯、5GHz 帯の両波に対応していること
ネットワーク・インターフェース	LAN インターフェースは最大 5Gbps のポートを 2 ポート備えていること
伝送速度	理論値で最大 2.4Gbps 以上であること
セキュリティ	WPA2-PSK, WPA2-Enterprise (AES/TKIP/AUTO) あるいは WPA2-EAP 以上に対応すること IEEE802.1X のネットワーク認証が使用できること SSID を非公開にできること
フィルタ	mac アドレスフィルタ、プライバシーセパレータ機能を持つこと これらの機能を有効にする場合の設定作業を含むこと

同時接続端末台数	2.4GHz 帯, 5GHz 帯いずれかで 50 台以上
電源	AC アダプタまたは PoE で給電すること AC アダプタで給電する場合は, AC アダプタを添付させること PoE で給電する場合は, PoE 給電装置を添付すること
管理	管理サーバやソフトによって, 管理可能な機種であること 必要な管理サーバやソフトも納品すること 管理サーバやソフトに求められる要件は次のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・ 50 台以上の AP が管理できること ・ 異なるネットワークセグメント (所在地が異なる場合を含む) にある複数の AP を一元管理 (各種設定, 接続用パスワード等の変更) ができること ・ 各 AP のログが取得・管理ができること 有償あるいは使用条件等がある場合は, ライセンス証書あるいは使用許諾書等を納品すること

5 工事・設定

(1) 工事設置場所

公益財団法人埼玉県産業振興公社

大宮事務所 〒330-8669 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1 丁目 7 番地 5
ソニックシティビル 10 階

北与野事務所 〒338-0001 埼玉県さいたま市中央区上落合 2-3-2
新都心ビジネス交流プラザ 3 階

(2) 機器

ア 原則既存の LAN 配線、ハブはそのまま廃棄しないこと。

イ 新たに敷設する LAN ケーブルは Category5E 以上とすること。

ウ 変更が必要なルーター等の設置および初期設定すること

エ アクセスポイントは北与野事務所の設置すること。設置箇所は公社と協議の上決定すること。

オ 変更等で不要になった機器は取り外し廃棄すること

(3) その他

ア サービスの導入や回線の切り替えは職員の業務への影響を最小とするため、公社の休日に対応すること。

イ 事前に現地調査が必要な場合は入札前に公社担当者へ連絡すること。

6 機密保持

事業者（再事業者、退職者等を含む。）は、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く。）を本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。

7 運用保守管理業務

(1) 障害対応

ア 障害時には、迅速な対応を行える体制を有すること。

イ 障害発生時には、速やかに対応し、迅速に復旧させること。また、復旧後は障害の原因について職員に説明し、対策を協議すること。

(2) サポート要件

- ア サポートセンターでの運用、環境、操作および障害の原因切り分けに関する問い合わせに対応すること。
- イ サポートセンターからリモートにてサポート上で必要なログの収集などの調査、およびメンテナンス作業に対応すること。
- ウ 公社宅内機器までワンストップサポートが行えること
- エ その他会社からの問い合わせ・質問等については、誠意をもって対応すること。
- オ 問い合わせ対応については、公社の業務時間内を原則とする。

8 その他

- (1) 受託者は、公社と委託契約を締結するものとする。
- (2) 原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により報告し、公社の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に定める事項に疑義を生じたときは、公社と協議のうえ、決定する。
- (4) 情報セキュリティ管理については、「(公財) 埼玉県産業振興公社 情報セキュリティ対策基本方針」等関係する各規程に従うものとする。

別添 構成図

